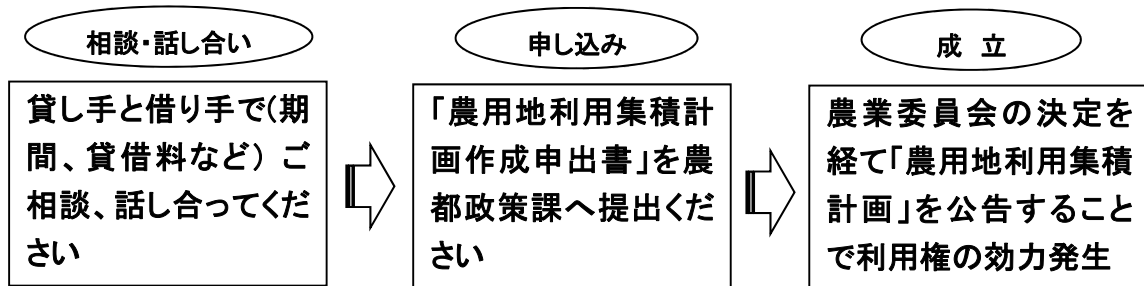


農地の貸し借りの手続きについて

○貸し借り(利用権設定)の流れ



※「農用地利用集積計画作成申出書」は市役所農都政策課、各支所に備え付けております。

○貸し借りの期間

- ・利用権設定期間は原則として年単位で、1年から10年の間で設定できます。
- ・10年間を超える期間設定はできません。

○契約の更新

- ・利用権設定は、契約期間の満了により自動的に利用権が所有者に戻ります。引き続き、農地の貸し借りをする場合は、改めて「農用地利用集積計画作成申出書」を提出いただくことで継続できます。

○貸し借りの解約

- ・契約期間中でも貸し手、借り手双方の合意により解約通知書を提出いただくことで解除することができます。

○利用権設定のスケジュール

市への「農用地利用集積計画作成申出書」提出期限	「農用地利用集積計画」公告日	利用権設定の開始日
1月末	3月下旬	4月1日
2月末	4月下旬	5月1日
3月末	5月下旬	6月1日
4月末	6月下旬	7月1日
5月末	7月下旬	8月1日
6月末	8月下旬	9月1日
7月末	9月下旬	10月1日
8月末	10月下旬	11月1日
9月末	11月下旬	12月1日
10月末	12月下旬	1月1日
11月末	1月下旬	2月1日
12月末	2月下旬	3月1日